

補助手続きに関する Q & A

◆ 申請に関すること ◆

Q： 国の補助金を申請しています。町の補助金を申請することができますか？

A： 国等の補助金を受ける方も、町の補助金を受けることができます。

Q： 新エネルギー設備が設置された建売住宅を購入する場合、対象となりますか？

A： 対象となります。申請者は住宅購入予定者です。

Q： 居住予定（転入・転居）者は対象になりますか？

A： 対象となります。転入、転居後、住民票を提出してください。

Q： 申請者と住宅所有者が異なる場合はどうすれば良いですか？

A： 住宅所有者の設置承諾書を添付してください。

Q： 住宅以外の建物（納屋や倉庫など）への設置でも補助対象となりますか？

A： 納屋や倉庫については、その屋根に設置し、住宅部分の電力に使用する場合は対象となります。

Q： 新築住宅で建物の工事が始まっていますが、補助対象となりますか？

A： 新エネルギー設備の工事が未着手であれば、対象となります。現場を確認する場合があります。

Q： 納税証明書とはどのようなものですか？

A： 町税の完納を証明するものです。税務課の窓口で発行しますので、補助金の申請に使用する納税証明書と言ってください。申請者と生計を一にする者（同居、別居を問わない）全員の納税証明書を添付してください。（非課税の場合は非課税証明書を添付）なお、町外に在住の方は、お住まいの市町村の完納証明書を添付してください。

Q： 申請時の添付書類にある「機器を設置する住宅、事業所等の位置図」とは何ですか？

A： 敷地、建物、設備設置場所のわかるものを添付してください。モジュールの配置図も添付してください。

Q： 交付決定した後で、出力を変更することはできますか？

A： 変更等の承認申請を提出いただければ、（増減ともに）可能です。ただし、設置工事が完了した後での変更は、対象となりません。

Q： 設置後、さらに追加して設備を設置する場合は補助対象となりますか？

A： 以前に同一の種類の機器に対する町の補助金の交付を受けている方は対象となりません。

Q： 二世帯住宅において各々の世帯で設置する場合、それぞれ補助対象となりますか？

A： 次のような場合は、それぞれ補助対象になります。

- ① 設置者（申請者）が異なり、手続きに必要な書類（添付資料含む）が各申請者名で提出できること
- ② 新エネルギー設備がそれぞれ独立しており、各設置者の世帯において使用する構造であること
- ③ 発電設備の場合、電力会社との電力受給契約をおのこの締結すること

◆ 実績報告に関すること ◆

Q： 実績報告書はいつ提出するのですか？

A： 新エネルギー設備の設置工事の完了日から30日以内、または3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

Q： 工事完了年月日はいつですか？

A： 電力会社と系統連系を行った日です。（電力会社の受給開始日）